

保護者様

袋井市教育委員会教育長

インフルエンザによる出席停止の手続きの変更について

令和4年12月14日より外来医療機関のひっ迫を防ぐため、市内の小学校・中学校ではインフルエンザによる出席停止の手続きを変更します。

主な変更点は、「インフルエンザ罹患証明書」の廃止に伴う各家庭からの「インフルエンザ経過観察表」の学校への提出となります。(下記参照)

なお、手続きの変更は**「インフルエンザで袋井市内、森町内、磐田市内及び小笠地区管内の医療機関を受診する場合のみ」**となります。その他の感染症の出席停止及びインフルエンザに罹患し、上記以外の医療機関を受診する場合は、従来通りの対応となります。

従来の方法

- インフルエンザが疑われる症状発症
- ↓
- 医療機関受診・インフルエンザの診断また、「インフルエンザ罹患証明書」を医師が記入(今回廃止)
- ↓
- 保護者が学校にインフルエンザにかかったことを電話連絡する
- ↓
- 「インフルエンザ罹患証明書」の体温記録表を家庭で記入し、発症後5日かつ解熱後2日(幼児にあっては3日)が経過したら登校する
- ※解熱後の医師の診察は不要

新たな方法

- インフルエンザが疑われる症状発症
- ↓
- 医療機関受診・インフルエンザの診断
- ↓
- 保護者が学校にインフルエンザにかかったことを連絡する。
- コドモン「その他」→「資料室」内より「インフルエンザ経過観察表」をプリントアウトして受け取る
- 各家庭に配布した「インフルエンザ経過観察表」を使用。
- 周南中学校ホームページから様式をプリンアウトする。
- 学校に用紙を取りに来る。
- ↓
- 「インフルエンザ経過観察表」を家庭で記入し、発症後5日かつ解熱後2日(幼児にあっては3日)が経過したら、インフルエンザ観察票を持参し登校する
- ※解熱後の医師の診察は不要

※児童・生徒が医療機関を受診してインフルエンザと診断された場合、保護者は、学校へインフルエンザに罹患したことを連絡し、各校で指示される上記の方法にて「インフルエンザ経過観察表」を受け取ります。

保護者は、「インフルエンザ経過観察表」に発熱の経過を記録します。学校は、学校保健安全法に定められた出席停止期間【発症後5日かつ解熱後2日(幼児は3日)】が経過したことを、「インフルエンザ経過観察表」で確認(出席停止期間後に児童生徒が持参)することで、当該児童生徒の登校を許可します。

担当 学校教育課(石井・鈴木)
電話 86-3222